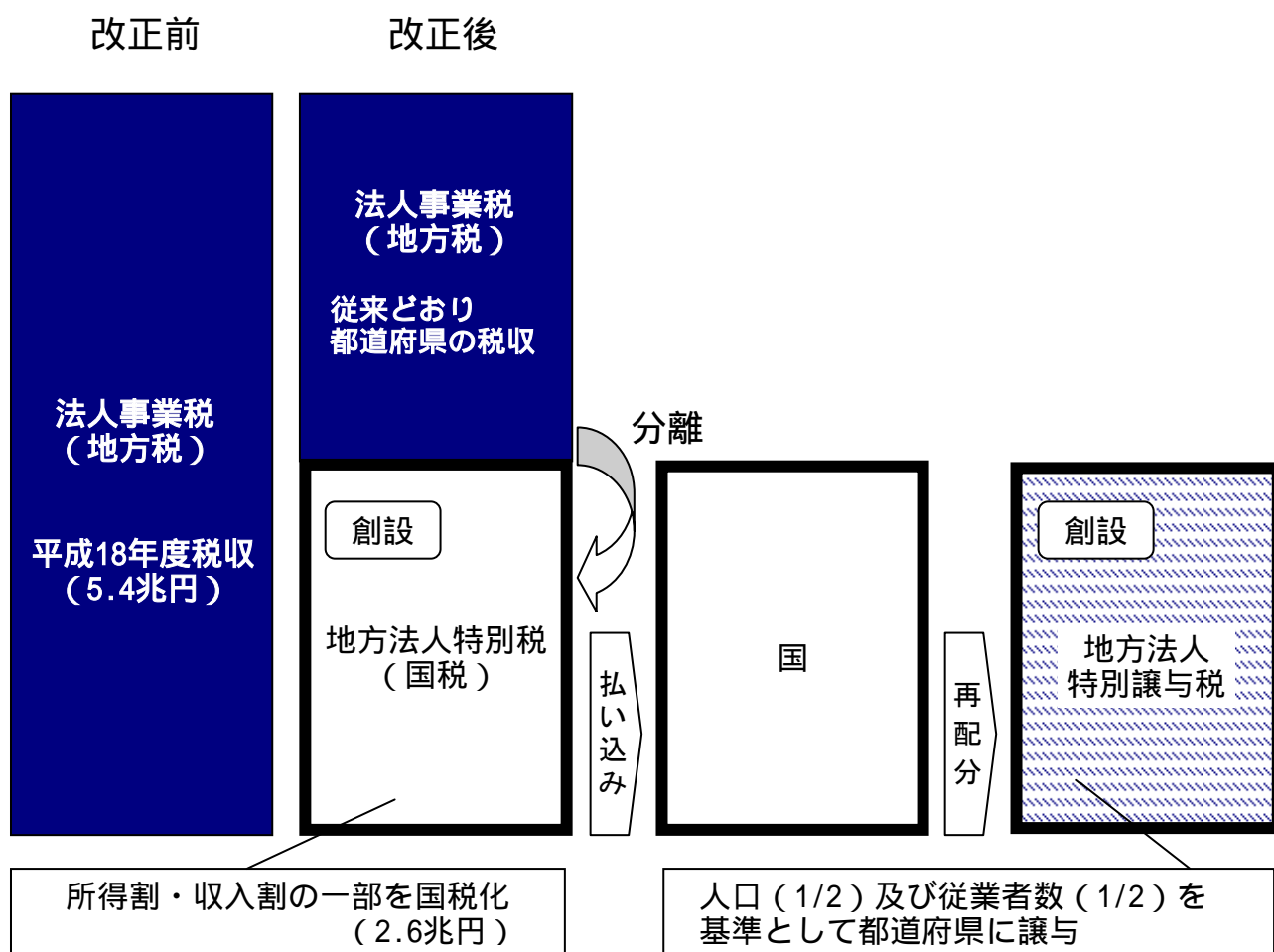


## 地方法人特別税・同譲与税

- ・平成20年度税制改正では、税収の地域間格差の是正を図るとして、法人事業税の一部を国税化し、全国都道府県に人口等で按分して譲与する措置が導入された。
- ・この措置は、地方の自主財源である法人事業税を、財政調整の手段として用いたものである。

### [基本的仕組み（全国ベース）]



### [都への影響額等]

都への影響額（平成22年度当初予算ベース）

平成22年度： 1,902億円  
 （平年度） （法人事業税 3,859億円、地方法人特別譲与税 1,957億円）

平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

（地方法人特別譲与税は、平成21年度から各都道府県に譲与）

# ○ 温暖化対策税の検討

## 温暖化対策税の導入

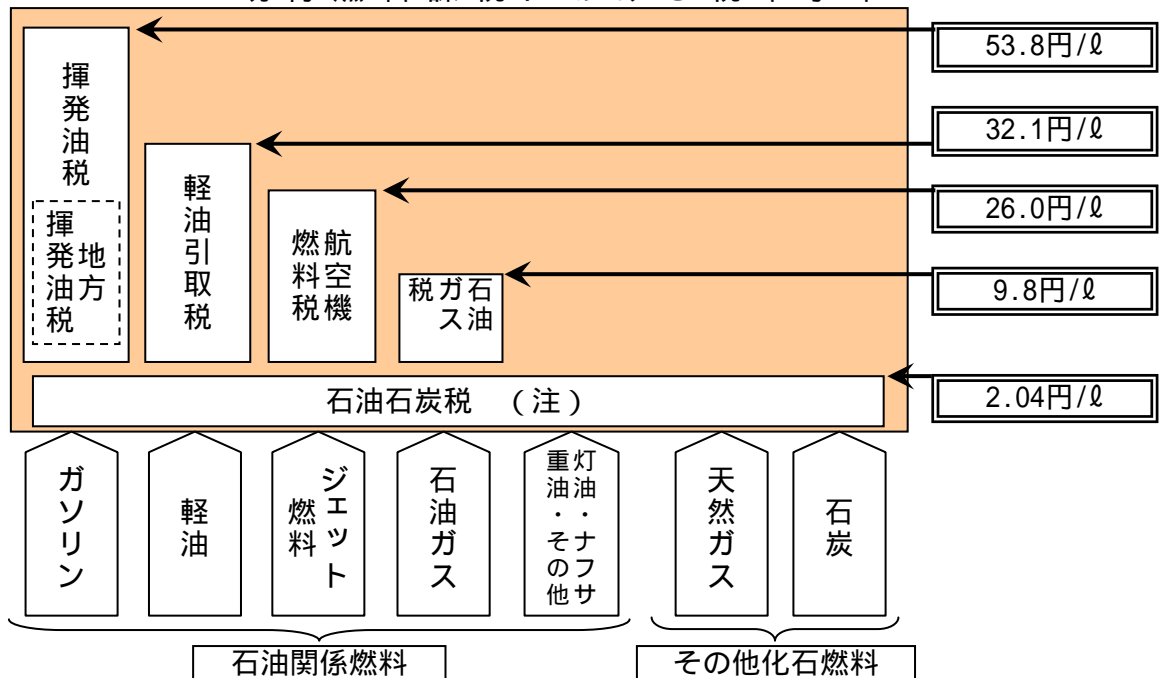
- ・ 温暖化対策税は、CO2排出量に応じた負担の公平及びCO2排出抑制を図るものであり、EU諸国において広く採り入れられている。
- ・ 温暖化対策税の導入に際し、既存のエネルギー関係諸税との整理が必要である。

### <諸外国における温暖化対策に関連する主な税制改革の経緯>

1980年代からの環境問題に対する関心の高まり、気候変動枠組条約国際交渉（1990年～）など		
・ 1990年	フィンランド	いわゆる炭素税（Additional duty）導入
・ 1991年	スウェーデン	二酸化炭素税（CO2 tax）導入
	ノルウェー	二酸化炭素税（CO2 tax）導入
1992年 気候変動枠組条約採択【1994年3月発効】、6月 地球サミット（リオデジャネイロ）		
・ 1992年	デンマーク	二酸化炭素税（CO2 tax）導入
	オランダ	一般燃料税（General fuel tax）導入
・ 1993年	イギリス	炭化水素油税（Hydrocarbon oil duty）の段階的引上げ（～1999年）
・ 1996年	オランダ	規制エネルギー税（Regulatory energy tax）導入
1997年 京都議定書採択【2005年2月発効】		
・ 1999年	ドイツ	鉱油税（Mineral oil tax）の段階的引上げ（～2003年）、電気税（Electricity tax）導入
	イタリア	鉱油税（Excises on mineral oils）の改正（～2005年まで段階的引上げ。石炭等を追加）
・ 2001年	イギリス	気候変動税（Climate change levy）導入
<b>&lt;参考&gt; 2003年10月 「エネルギー製品と電力に対する課税に関する枠組みEC指令」 公布【2004年1月発効】</b> : 各国はエネルギー製品及び電力に対して最低税率を上回る税率を設定		
・ 2004年	オランダ	一般燃料税を既存のエネルギー税制に統合（石炭についてのみ燃料税として存続（Tax on coal））。規制エネルギー税をエネルギー税（Energy tax）に改組
・ 2006年	ドイツ	鉱油税をエネルギー税（Energy tax）に改組（石炭を追加）
・ 2007年	フランス	石炭税（Coal tax）導入

注 環境省資料により作成。

### <現行燃料課税における税率水準>

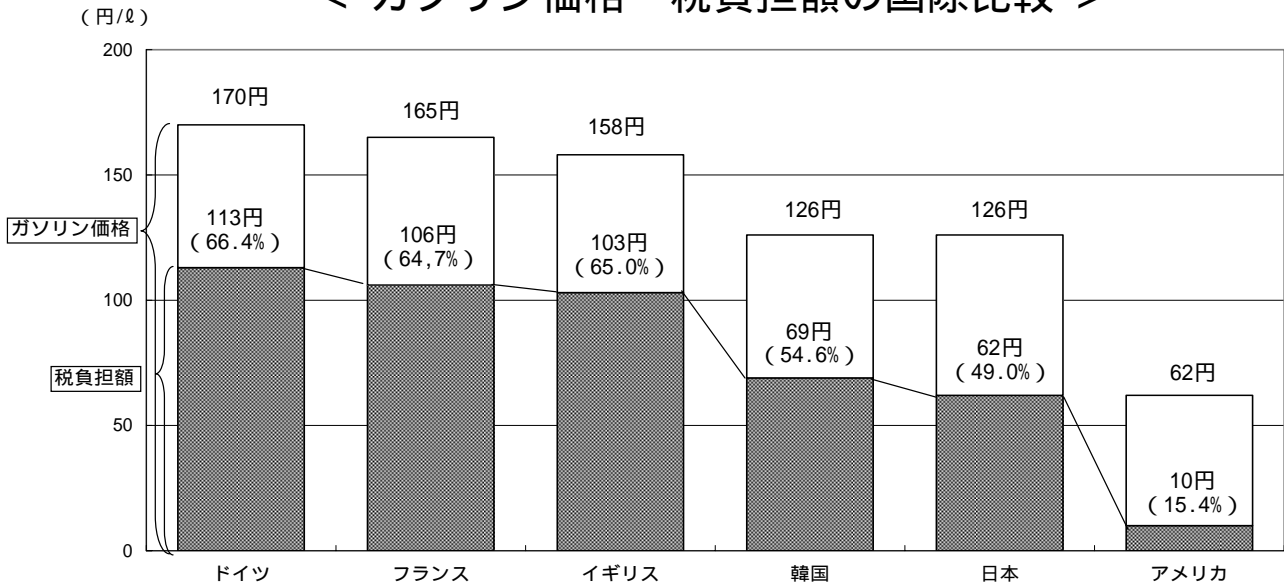


注 石油石炭税の税率は、以下の区分により定められている。  
 ・ 原油及び石油製品 2.04円/ℓ  
 ・ ガス状炭化水素(天然ガス等) 1.08円/kg ・ 石炭 0.70円/kg

# 化石燃料の価格と税負担

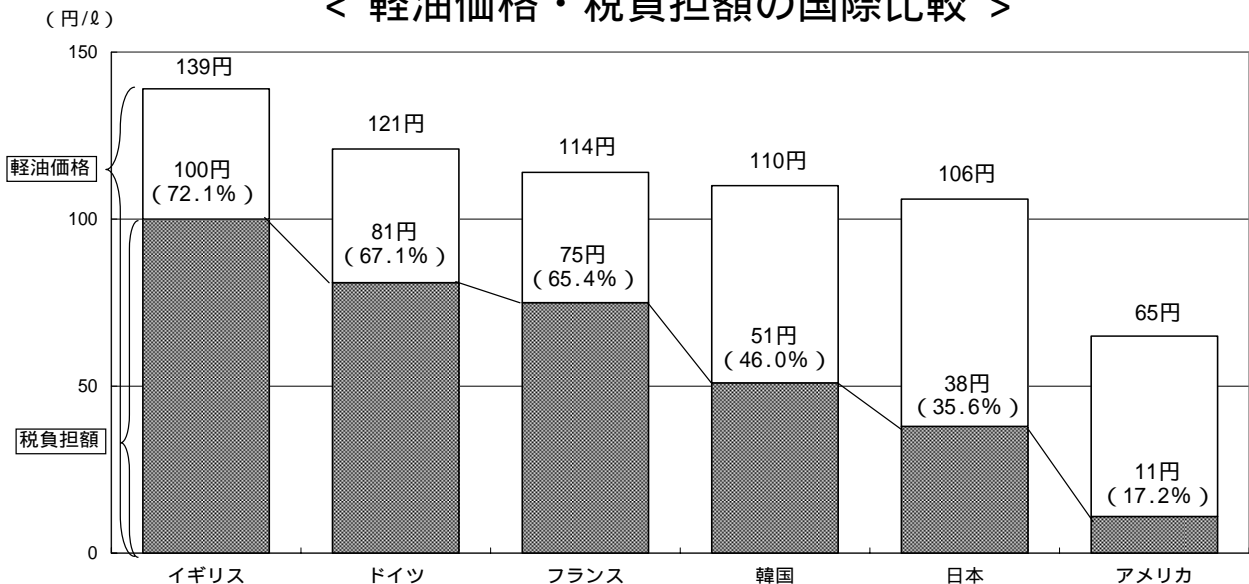
・揮発油及び軽油の負担水準は、諸外国と比べると高くはなく、負担水準の引下げは環境の視点からも望ましくない。

## < ガソリン価格・税負担額の国際比較 >



- 注1 「地方税関係資料ハンドブック」(財団法人 地方財務協会)により作成。  
 2 英、独、仏、米は2009年12月時点IEA調べ。日本は2009年12月21日、石油情報センター調べ。韓国は2009年12月第5週、韓国石油公社調べ。  
 3 日本の税負担額には揮発油税、石油石炭税、消費税が含まれる。  
 4 為替レート:1ドル=約90円、1ポンド=約146円、1ユーロ=約131円、100ウォン=約8円(2009年12月の為替レートの平均値、Bloomberg)

## < 軽油価格・税負担額の国際比較 >



- 注1 「地方税関係資料ハンドブック」(財団法人 地方財務協会)により作成。  
 2 英、独、仏、米は2009年12月時点IEA調べ。日本は2009年12月21日、石油情報センター調べ。韓国は2009年12月第5週、韓国石油公社調べ。  
 3 日本の税負担額には軽油引取税、石油石炭税、消費税が含まれる。  
 4 為替レート:1ドル=約90円、1ポンド=約146円、1ユーロ=約131円、100ウォン=約8円(2009年12月の為替レートの平均値、Bloomberg)

## 油種間の負担の均衡

- EU諸国の先進事例においても、完全に炭素含有量に比例している例はない。

### < 日本とEU諸国のCO2排出量1トン当たりのエネルギー課税の税率の比較 >

(2009年4月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス
日本	24,052 (円) 〔揮発油税 : 23,173 石油石炭税 : 879〕	13,034 (円) 〔軽油引取税 : 12,255 石油石炭税 : 779〕	753 (円) 〔石油石炭税 : 753〕	291 (円) 〔石油石炭税 : 291〕	400 (円) 〔石油石炭税 : 400〕
イギリス	38,681 (円) 〔炭化水素油税 : 38,681〕	34,286 (円) 〔炭化水素油税 : 34,286〕	6,116 (円) 〔炭化水素油税 : 6,116〕	881 (円) 〔気候変動税 : 881〕	1,481 (円) 〔気候変動税 : 1,481〕
ドイツ	39,424 (円) 〔エネルギー税 : 39,424〕	25,115 (円) 〔エネルギー税 : 25,115〕	1,267 (円) 〔エネルギー税 : 1,267〕	510 (円) 〔エネルギー税 : 510〕	1,677 (円) 〔エネルギー税 : 1,677〕
フランス	36,557 (円) 〔石油産品内国消費税 : 36,557〕	22,873 (円) 〔石油産品内国消費税 : 22,873〕	859 (円) 〔石油産品内国消費税 : 859〕	510 (円) 〔石炭税 : 510〕	907 (円) 〔天然ガス消費税 : 907〕
フィンランド	37,768 (円) 〔液体燃料税 -基本税 : 34,479 -付加税 : 2,879 -戦略備蓄料 : 410〕	19,435 (円) 〔液体燃料税 -基本税 : 16,375 -付加税 : 2,872 -戦略備蓄料 : 187〕	3,112 (円) 〔液体燃料税 -基本税 : - -付加税 : 2,982 -戦略備蓄料 : 130〕	2,595 (円) 〔電気・特定燃料税 -基本税 : - -付加税 : 2,526 -戦略備蓄料 : 68〕	1,277 (円) 〔電気・特定燃料税 -基本税 : - -付加税 : 1,221 -戦略備蓄料 : 56〕
デンマーク	33,246 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 31,435 CO2税 : 1,811〕	22,096 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 20,326 CO2税 : 1,770〕	15,103 (円) 〔鉱油エネルギー税 : 13,277 CO2税 : 1,826〕	13,219 (円) 〔石炭税 : 11,492 CO2税 : 1,727〕	20,868 (円) 〔天然ガス税 : 19,049 CO2税 : 1,819〕

注1 政府税制調査会専門家委員会資料及び環境省資料により作成。

- 2 為替レート:1ポンド=約165.72円、1ユーロ=約139.85円、1デンマーク・クローネ=約18.77円  
(2008年4月から2009年10月までの為替レートの平均値、Bloomberg)

### < 日本とEU諸国のエネルギー課税の税率の比較 >

(2009年4月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス	電気
日本	55.84 (円/ℓ) 〔揮発油税 : 53.80 石油石炭税 : 2.04〕	34.14 (円/ℓ) 〔軽油引取税 : 32.10 石油石炭税 : 2.04〕	2.04 (円/ℓ) 〔石油石炭税 : 2.04〕	0.70 (円/kg) 〔石油石炭税 : 0.70〕	1.08 (円/kg) 〔石油石炭税 : 1.08〕	0.375 (円/kWh) 〔電源開発促進税 : 0.375〕
イギリス	89.80 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 89.80〕	89.80 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 89.80〕	16.57 (円/ℓ) 〔炭化水素油税 : 16.57〕	2.12 (円/kg) 〔気候変動税 : 2.12〕	4.61 (円/kg) 〔気候変動税 : 4.61〕	0.779 (円/kWh) 〔気候変動税 : 0.779〕
ドイツ	91.53 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 91.53〕	65.78 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 65.78〕	3.43 (円/ℓ) 〔エネルギー税 : 3.43〕	1.23 (円/kg) 〔エネルギー税 : 1.23〕	5.38 (円/kg) 〔エネルギー税 : 5.38〕	1.720 (円/kWh) 〔電気税 : 1.720〕
フランス	84.87 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税 : 84.87〕	59.91 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税 : 59.91〕	2.33 (円/ℓ) 〔石油産品内国消費税 : 2.33〕	1.23 (円/kg) 〔石炭税 : 1.23〕	2.91 (円/kg) 〔天然ガス消費税 : 2.91〕	
フィンランド	87.68 (円/ℓ) 〔液体燃料税 -基本税 : 80.05 -付加税 : 6.68 -戦略備蓄料 : 0.95〕	50.90 (円/ℓ) 〔液体燃料税 -基本税 : 42.89 -付加税 : 7.52 -戦略備蓄料 : 0.49〕	8.43 (円/ℓ) 〔液体燃料税 -基本税 : - -付加税 : 8.08 -戦略備蓄料 : 0.35〕	6.25 (円/kg) 〔電気・特定燃料税 -基本税 : - -付加税 : 6.09 -戦略備蓄料 : 0.17〕	4.10 (円/kg) 〔電気・特定燃料税 -基本税 : - -付加税 : 3.92 -戦略備蓄料 : 0.18〕	0.326 (円/kWh) 〔電気・特定燃料税 -基本税 : - -付加税 : 0.308 -戦略備蓄料 : 0.018〕
デンマーク	77.19 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 72.98 CO2税 : 4.20〕	57.87 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 53.24 CO2税 : 4.64〕	40.92 (円/ℓ) 〔鉱油エネルギー税 : 35.97 CO2税 : 4.95〕	31.85 (円/kg) 〔石炭税 : 27.69 CO2税 : 4.16〕	66.92 (円/kg) 〔天然ガス税 : 61.09 CO2税 : 5.83〕	12.667 (円/kWh) 〔電気税 : 11.016 CO2税 : 1.651〕

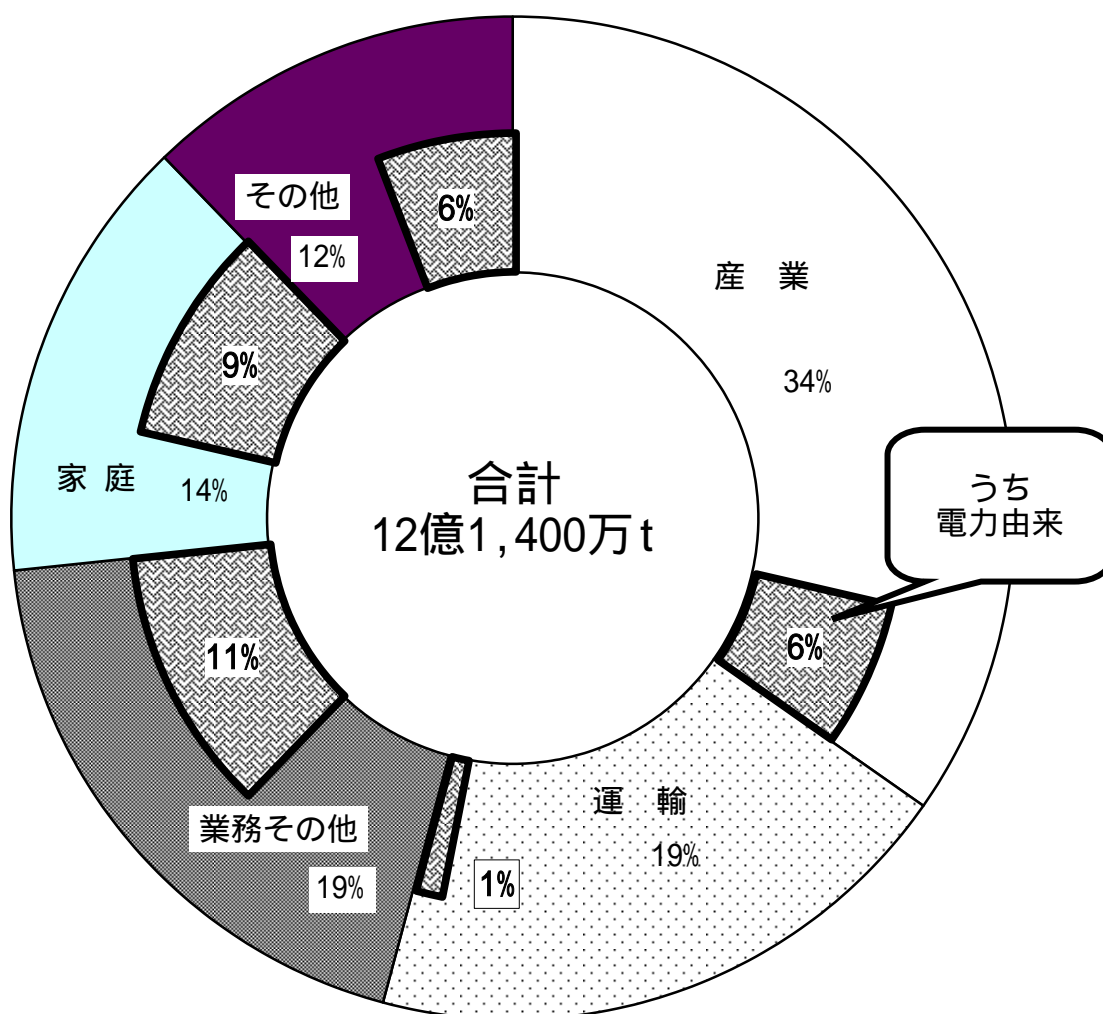
注1 政府税制調査会専門家委員会資料及び環境省資料により作成。

- 2 為替レート:1ポンド=約165.72円、1ユーロ=約139.85円、1デンマーク・クローネ=約18.77円  
(2008年4月から2009年10月までの為替レートの平均値、Bloomberg)

## 電力由来のCO2排出量

- ・ 我が国のCO2排出量の約3分の1は電力由来である。
- ・ 民生部門のCO2排出量の約6割が電力由来である。

### <二酸化炭素排出量の内訳（2008年度）>



注1 環境省資料、「温室効果ガス排出・吸収目録」、「総合エネルギー統計」（資源エネルギー庁）により作成。

2 「電力由来」とは、自家発電等を含まない、電力会社などから購入する電力や熱に由来する排出を指す。

3 「その他」とは、工業プロセス、廃棄物、エネルギー転換部門である。

4 端数処理の関係上、合計と内訳が一致しない。